

東浦町職員任用申込書

年　月　日現在		写　真			
ふりがな 氏名				※ 性別 男・女	
年　　月　　日生　　(満　　歳)					
ふりがな 〒 現住所		電話 (　　) —			
メールアドレス※給与明細が送付されます		電話 (　　) —			
最終 学歴	学校名	学科名	所在地	在学期間 年　月～年　月	卒業年月 年　月卒・卒見込
	勤務先		所在地	期間 年　月～年　月	職務の内容
職 歴					
				年　月～年　月	
				年　月～年　月	
				年　月～年　月	
				年　月～年　月	
特定性犯罪前科の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	※「特定性犯罪」については別紙参照		
資　格 免許等	取得年月日	資格・免許等	取得年月日	資格・免許等	
	年　月　日		年　月　日		
	年　月　日		年　月　日		
年　月　日		年　月　日			
趣　味 特技等				健　康 状　態	
	志望の 動　機				

- 記入注意
- 1 黒インク・ボールペン（消えるボールペン不可）で自書すること。
 - 2 数字はアラビア数字で、文字はくずさず正確に書くこと。
 - 3 ※印の欄は、○で囲むこと。

記入例

東浦町職員任用申込書

				XX年XX月XX日現在	
ふりがな		ち　た　じ　ろ　う		※ 性別	
氏名		知　多　次　郎		男・女	
昭和　　XX年　XX月　XX日生				(満　XX歳)	
<p>ふりがな　　あいちけんちたぐんまるまるちょうまるまる</p> <p>〒 XXX-XXXX</p> <p>現住所　　愛知県知多郡○○町○○1-1</p> <p>メールアドレス※給与明細が送付されます ○○○○@○○.○○</p>					
電話 (XXX)		電話 (XXXX-XXXX)			
最終 学歴	学校名 ●●大学	学科名 文学部	所在地 愛知県●●市	在学期間 XX年XX月～XX年XX月	卒業年月 XX年XX月卒・卒見込
職 歴	勤務先 (株)□□		所在地 愛知県●●市	期間 XX年XX月～XX年XX月	職務の内容 □□の製造
				年　月～年　月	
				年　月～年　月	
				年　月～年　月	
				年　月～年　月	
特定性犯罪前科の有無		□有　　✓無　　※「特定性犯罪」については別紙参照			
資　格 免許等	取得年月日 XX年XX月XX日	資格・免許等 普通自動車免許	取得年月日	資格・免許等	
	年　月　日		年　月　日		
	年　月　日		年　月　日		
趣味 特技等	読書			健　康 状　態	良好
志望の 動　機	勤務条件が希望と合致したため				

- 記入注意
- 1 黒インク・ボールペン（消えるボールペン不可）で自書すること。
 - 2 数字はアラビア数字で、文字はくずさず正確に書くこと。
 - 3 ※印の欄は、○で囲むこと。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十二条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの